

事 務 連 絡  
平成20年4月21日

各都道府県介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局老人保健課

「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」  
の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」を作成いたしましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先 厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係 TEL 03-5253-1111 (3948・3949)
---

( 該当箇所抜粋 )

人) にサテライト型小規模介護老人保健施設 ( 定員 20 人 ) を 2 施設設置した場合の医師の配置については、本体介護老人保健施設に配置された医師 ( 常勤で 1 人及び常勤換算方法で 0.4 人以上 ) がサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の医学的管理等を行う場合にあっては、サテライト型小規模介護老人保健施設に医師を配置しないことができるものである。

**【介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係る Q & A 関係】**

問 20 介護予防特定施設入居者生活介護等を受けている者は、当該サービスの利用の間、月当たりの定額報酬の介護予防訪問介護費等は算定できないとあるが、例えば、月途中で介護予防特定施設を退所し、その後、介護予防訪問介護等を利用することはできないのか。

( 答 )

- 1 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1 月から介護予防特定施設入居者生活介護等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

問 21 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サービスを利用する場合、介護予防訪問介護費等の算定の可否如何。

( 答 )

- 1 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について ( 平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 ) において、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者についても、介護予防訪問介護費等は算定しない旨示している。
- 2 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1 月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。